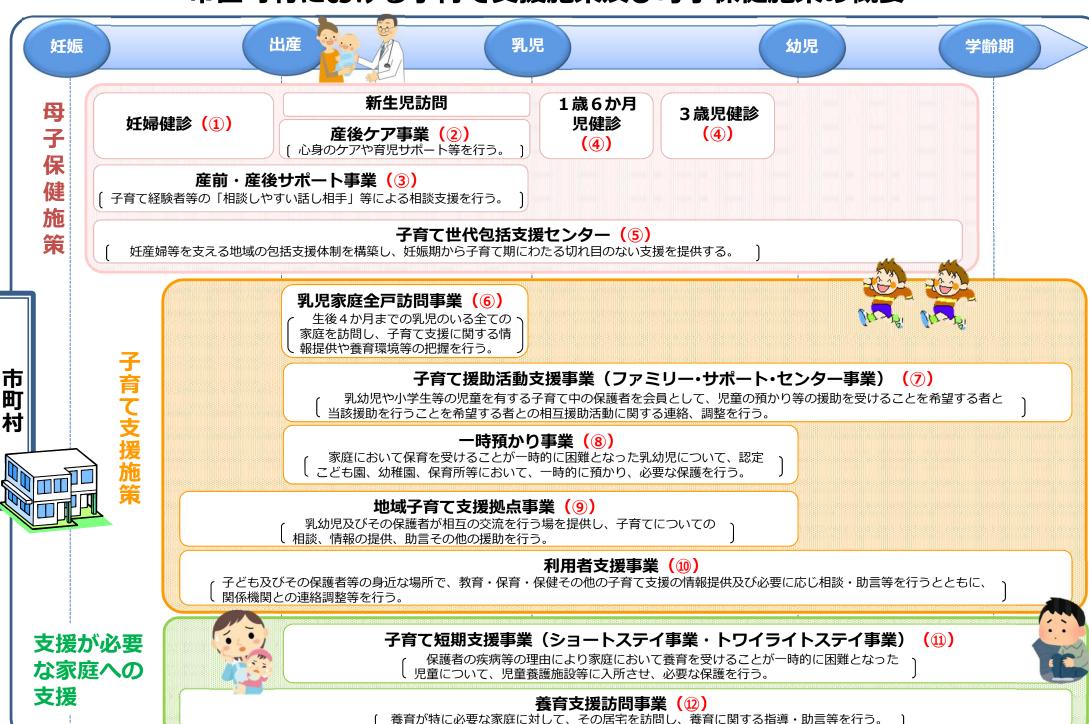
参考資料1

平成28年10月21日

市区町村における子育て支援施策及び母子保健施策の概要

市区町村における子育て支援施策及び母子保健施策の概要



①妊婦健康診査について



根拠

○ 母子保健法第13条(抄) 市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を 受けることを勧奨しなければならない。

妊婦が受診することが望ましい健診回数

※「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」(平成27年3月31日厚生労働省告示第226号)

① 妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで :4週間に1回

② 妊娠24週(第7月)より妊娠35週(第9月末)まで:2週間に1回

③ 妊娠36週(第10月)以降分娩まで :1週間に1回

(※ これに沿って受診した場合、受診回数は14回程度である。)

公費負担の現状(平成27年4月現在)

- 〇 公費負担回数は、全ての市区町村で14回以上実施
- 里帰り先での妊婦健診の公費負担は、全ての市区町村で実施
- 〇 助産所における公費負担は、全ての市区町村で実施

公費負担の状況

- 〇 平成19年度まで、地方交付税措置により5回を基準として公費負担を行っていたが、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、平成20年度第2次補正予算において妊婦健康診査支援基金を創設して公費負担を拡充。
- 平成22年度補正予算、平成23年度第4次補正予算により、積み増し・延長を行い公費負担を継続。 (実施期限:平成24年度末まで)
- 〇 平成25年度以降は、地方財源を確保し、残りの9回分についても地方財政措置により公費負担を行う こととした。

②産後ケア事業について

※「母子保健医療対策総合支援事業」のメニューとして実施

事業目的等

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする。 (平成26年度より、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。平成27年度は61市町村において実施。)

実施主体

市町村(本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる)

対象者

家族等から十分な家事、育児などの援助が受けられない褥婦及び産婦並びにその新生児及び乳児であって、「(1)産後に心身の不調 又は育児不安等がある者」、又は「(2) その他特に支援が必要と認められる者」

(対象者の選定に当たっては、退院直後の褥婦は心身の回復期にあり孤立しやすく育児不安を抱えやすいことを考慮)

事業の実施方法及び内容

〇実施方法

- (1)「宿泊型」・・・病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供及び心身のケアや育児のサポート等を実施。
- (2)「デイサービス型」・・・日中、来所した利用者に対し、個別又は集団で、心身のケアや育児のサポート等を実施。
- (3)「アウトリーチ型」・・・実施担当者が利用者の自宅に赴き、個別に心身のケアや育児のサポート等を実施。

〇内容

原則として(1)及び(2)を実施、必要に応じて(3)から(5)を実施。

- (1)褥婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導(乳房マッサージを含む) (2)褥婦に対する療養上の世話
- (3)産婦及び乳児に対する保健指導 (4)褥婦及び産婦に対する心理的ケアやカウンセリング (5)育児に関する指導や育児サポート等 ※利用料については、市町村が利用者の所得等に応じて徴収。

実施扫当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。

(宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件)

実施場所等

- (1) 宿泊型・・原則として、利用者の居室、カウンセリング室、乳児保育室等を有する施設において実施。
- (2) デイサービス型・・・ 個別又は集団で支援を行うことができる設備を有する施設において実施。

③産前・産後サポート事業について

事業目的等

※「母子保健医療対策総合支援事業」のメニューとして実施

妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図ることを目的とする。(平成26年度より、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。平成27年度は59市町村において実施。)

実施主体

市町村(本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる)

対象者

身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族。

事業の実施方法及び内容

〇実施方法

- ①「アウトリーチ(パートナー)型」…実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談に対応。
- ②「デイサービス(参加)型」…公共施設等を活用し、集団形式により、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応。

〇内容

- ①利用者の悩み相談対応やサポート ②産前・産後の心身の不調に関する相談支援
- ③妊産婦等をサポートする者の募集
- ④子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催
- ⑤母子保健関係機関、関係事業との連絡調整

実施担当者

- (1) 助産師、保健師又は看護師
- (2) 子育て経験者、シニア世代の者等
- (3) その他支援、援助活動の調整等の事務を行う者

上記(1)~(3)に掲げる者を必要に応じて配置。ただし、事業内容②の産前・産後の心身の不調に関する相談支援は、(1)に掲げる専門職を担当者とすることが望ましい。

④乳幼児健康診査(1歳6か月児健診・3歳児健診)について

※平成17年度に一般財源化(地方交付税措置)

〇 市町村は、1歳6か月児及び3歳児に対して、健康診査を行う義務があるが、その他の乳幼児に対しても、 必要に応じ、健康診査を実施し、また、健康診査を受けるよう勧奨しなければならない。

〇 根 拠 (母子保健法)

- 第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。
 - 1 満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児
 - 2 満3歳を超え満4歳に達しない幼児
- 第13条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

1歳6か月児健診

〇 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑥ 四肢運動障害の有無
- (7) 精神発達の状況
- ⑧ 言語障害の有無
- ⑨ 予防接種の実施状況
- ⑪ 育児上問題となる事項
- ① その他の疾病及び異常の有無
- 〇 受診人数(受診率) 1,004,202人(95.5%)

3歳児健診

〇 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 眼の疾病及び異常の有無
- ⑥ 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無
- ⑦ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑧ 四肢運動障害の有無
- 9 精神発達の状況
- ⑪ 言語障害の有無
- ⑪ 予防接種の実施状況
- ② 育児上問題となる事項
- ③ その他の疾病及び異常の有無
- D 受診人数(受診率) 1,009,176人(94.1%)



受診人数・受診率:厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」(平成26年度)による。

⑤子育て世代包括支援センターの全国展開

- 〇妊娠期から子育で期にわたる支援を切れ目なく提供するために、子育で世代包括支援センターを立ち上げる。
- ○保健師等を配置してきめ細かな相談支援等を行うことにより、地域における子育て世帯の「安心感」を醸成する。
- 〇子育で世代包括支援センターを法定化(※法律上の名称は「母子健康包括支援センター」母子保健法・平成29年4月1日施行)。
 - ➤ 実施市町村数: 296市区町村(720か所)(平成28年4月1日現在) ➤ おおむね平成32年度末までに全国展開を目指す。





保健所

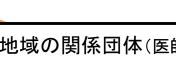
児童相談所



医療機関(産科医、小児科医等)

妊産婦等を支える地域の包括支援体制の構築

利用者支援実施施設



地域の関係団体(医師会等)

妊娠期から子育で期にわたる切れ目のない支援

子育て世代包括支援センター

民間機関

保健師

助産師

看護師

ソーシャル ワーカー

- ①妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- ②妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導

養子縁組

- ③保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
- 4支援プランの策定

妊娠前 妊娠期 出産 産後 妊娠に関す 産前・産後サポート事業 産後ケア事業 乳幼児健診 妊婦健診 普及啓発 乳児家庭 全戸訪問事業 予防接種 両親学級等 不妊相談

育児

子育て支援策

- •保育所
- ・地域子育て支援拠点事
- 里親乳児院
- ・その他子育て支援策

近隣住民やボランティアなどによるインフォーマルなサービス

養育支援訪問事業

⑥乳児家庭全戸訪問事業

1. 事業の目的

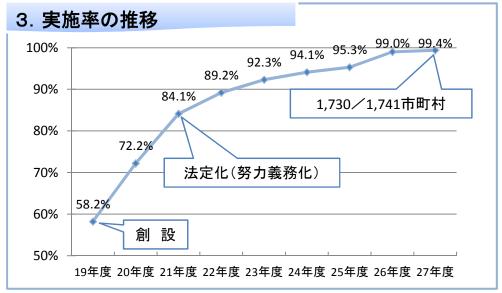
生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。

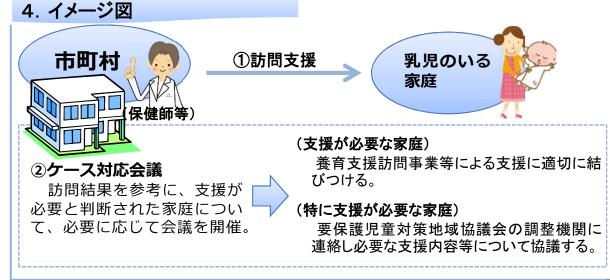
(児童福祉法第6条の3第4項に規定される事業)

2. 事業の内容

内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定 子ども・子育て支援交付金補助率:国1/3(都道府県1/3、市町村1/3) ※国、地方ともに消費税財源

- (1)生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。
- ① 育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
- ② 親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。
- (2)訪問スタッフには、保健師、助産師、看護師の他、保育士、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。
- (3)訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした 適切なサービスの提供につなげる。





子育て支援施策

⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の概要

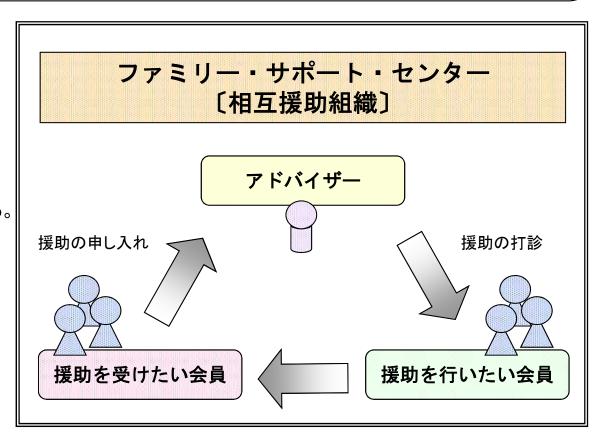
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。

平成21年度からは、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業(病児・緊急対応強化事業)を行っている。

なお、本事業については、平成17年度から「次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)」、平成23年度から「子育て支援交付金」、平成24年度補正予算により「安心こども基金」へ移行した。平成26年度は「保育緊急確保事業」として実施した。 さらに、平成27年度からは、「子ども・子育て支援新制度」において、「地域子ども・子育て支援事業」の1つに位置づけられ、「子ども・子育て支援交付金」にて実施している。

○相互援助活動の例

- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、 子どもを預かる。
- 保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- 買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応 (平成21年度から)
- 〇実施市区町村 ※平成27年度(交付決定ベース) 809市区町村



⑧一時預かり事業について

○ 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時 的に預かる事業							
	① 一般型	② 幼稚園型	③ 余裕活用型	④ 居宅訪問型	⑤ 地域密着 型		
実施主体	市区町村(市区町村が認めた者への委託可)						
対象児童	主として保育所、幼稚園、認 定こども園等に通っていな い、又は在籍していない乳幼 児	主として幼稚園等に在籍する 満3歳以上の幼児で、教育 時間の前後又は長期休業日 等に当該幼稚園等において 一時的に保護を受ける者	主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児	以下の要件に該当する者 ▼障害、疾病等の程度を勘 案して集団保育が著しく困難 であると認められる場合 ▼ひとり親家庭等で、保護者 が一時的に夜間及び深夜の 就労等を行う場合 ▼離島その他の地域におい て、保護者が一時的に就労 等を行う場合	乳幼児		
実施場所	保育所、幼稚園、認定こども 園、地域子育て支援拠点又 は駅周辺等利便性の高い場 所など	幼稚園又は認定こども園	保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所において、利用児童数が定員に満たない場合	利用児童の居宅	地域子育て支援拠点や駅周 辺等利便性の高い場所など		
実施要件	設備基準 「児童福祉施設の設備及 職員配置	び運営に関する基準」に定める <mark>保</mark> i	_	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める保育の基準に準じて行う。			
	乳幼児の年齢及び人数に応じて保育: 者等は研修を修了した者。保育従事者 所等の職員による支援を受けられる場 ※一般型については、1日当たり平均: る。	従事者等を配置し、そのうち保育士等を1 者等の数は2名を下ることはできないが、保 合には、保育士等1人とすることができる。 利用児童数が3人以下の場合には、家庭 士等の配置の割合、保育士等以外の教育	研修を修了した保育士、家庭的保育者 又はこれらの者と同等以上と認められる者。ただし、家庭的保育者1人が保育することができる児童の数は1人とする。	担当者のうち、保育について経験豊富な保育士を1名以上配置。 担当者は2人を下ることはできない。 保育士以外の担当者は、市町村が実施する研修を修了していること。			
宇体か所数	0 5044 55	/// T 1507 / T 5/17	1701-5		/		

実施か所数 (平成26年度)

8,594か所

(※ 平成27年度創設)

179か所

(※ 一般型の内数) (※ 平成27年度創設)

⑨地域子育て支援拠点事業

背 黒

- 3歳未満児の約7~8割は 家庭で子育て
- 核家族化、地域のつながりの希薄化
- 男性の子育てへの関わりが少ない
- 児童数の減少

課 題

- ・子育てが孤立化し、 子育ての不安感、負担感
- 子どもの多様な大人・子ども との関わりの減

地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、 相互交流や子育ての不安・悩み を相談できる場を提供

地域子育て支援拠点

- 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、 乳幼児のいる子育で中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施
- NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、 子育で中の当事者による支え合いにより、地域の子育で力を向上

事業内容

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

平成27年度 実施か所数 (交付決定ベース)

6,818か所



地域で子育てを支える

⑨地域子育て支援拠点事業の概要

	一般型	連携型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実 を図る取組を実施	児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が 集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体	 	別区を含む。) 民間事業者等への委託等も可)
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③地域の子育て関連情報の提供	②子育て等に関する相談・援助の実施 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施形態	①~④の事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施 ·地域の子育で拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(加算) 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施する場合に、「地域子育で支援拠点事業」本体事業に対して、別途加算を行う ·出張ひろばの実施(加算) 常設の拠点施設を開設している主体が、週1~2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に出向き、出張ひろばを開設 ·地域支援の取組の実施(加算)※ ①地域の母様な世代との連携を継続的に実施する取組 ②地域の団体と恊働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育で資源の発掘・育成を継続的に行う取組 ④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 ※利用者支援事業を併せて実施する場合は加算しない。	①~④の事業を児童館等の児童福祉施設等で従事する子育で中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施 -地域の子育て力を高める取組の実施(加算) 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有す る者 (2名以上)	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する 者(1名以上)に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室、保育所、幼稚園、認定こども園等を活用	児童館等の児童福祉施設等
開設日数等	週3~4日、週5日、週6~7日/1日5時間以上	週3~4日、週5~7日/1日3時間以上

⑩「利用者支援事業」の概要

事業の目的

○ 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、 身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う

実施主体

市区町村とする。ただし、市区町村が認めた者への委託等を行うことができる。



地域子育て支援拠点事業と一体的に 運営することで、市区町村における子 育て家庭支援の機能強化を推進

3つの事業類型

基本型

○「基本型」は、「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。 (平成27年度実施か所数 344か所(交付決定ベース))

【利用者支援】

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、

- ○子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別の二一 ズ等を把握
- ○子育て支援に関する情報の収集・提供
- ○子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての 助言・支援
 - →当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

【地域連携】

- ○より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
- ○地域に展開する子育て支援資源の育成
- ○地域で必要な社会資源の開発等
 - →地域における、子育て支援のネットワークに基づく 支援

《職員配置》専任職員(利用者支援専門員)を1名以上配置

※子ども・子育て支援に関する事業(地域子育て支援拠点事業など)の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修(地域子育て支援コース)の「利用者支援事業(基本型)」の研修を修了した者等

特定型(いわゆる「保育コンシュルジュ」)

○ **主として市区町村の窓口**で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員(利用者支援専門員)を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修(地域子育て支援コース)の「利用者支援事業(特定型)」の研修を修了している者が望ましい (平成27年度実施か所数 291か所 (交付決定ベース)

母子保健型

○ **主として市町村保健センター等**で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等 を1名以上配置(平成27年度実施か所数 295か所(交付決定ベース)

⑪子育て短期支援事業

目的•概要

母子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町村が一定の事由により 児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファ ミリーホーム等で預かる短期入所生活援助(ショートステイ)事業、夜間養護等(トワイライトステイ)事業を実施。

(1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業。

	平成15年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施か所数	355か所	614か所	651か所	671か所	678か所	711か所	740か所

- ※ 母子家庭以外の利用者も利用可能
- ※ 平成27年度変更交付決定ベース

(2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

	平成15年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施か所数	107か所	329か所	354か所	358か所	364か所	370か所	375か所

- ※ 母子家庭以外の利用者も利用可能
- ※ 平成27年度変更交付決定ベース

迎養育支援訪問事業 (概要)

1. 事業の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

(児童福祉法第6条の3第5項に規定される事業)

2. 事業の内容

内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定 子ども・子育て支援交付金 補助率:国1/3(都道府県1/3、市町村1/3) ※国、地方ともに消費税財源

- 養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。
 - (1)妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。
 - (2)出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。
 - (3)不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の改善や子の発達保障等のための相談・支援。
 - (4)児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。
- 〇 訪問支援者(事前に研修を実施)
 - •専門的相談支援…保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等
 - ・育児・家事援助…子育て経験者、ヘルパー等

